

公 示 送 達

国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2第1項の規定に基づき公告する。

令和8年8月18日

日立市長 小川 春樹

記

1 書類の送達を受けるべき者

- (1) 住所 日立市相田町2丁目6番1号
- (2) 氏名 田所 和樹

2 送達する書類名

交付要求通知書	1通
督促状	1通

3 書類の送達について

上記の書類は国民健康保険課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

以 上